

事業登録申請の手引き

(建築物飲料水貯水槽清掃業)

令和3年12月

大津市保健所 衛生課

目 次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1
- 一般的な手続きについて・・・・・・・・・・・・ p2
- 登録の申請方法及び登録基準について・・・・・・・・ p3～p5
- その他必要な手続きについて・・・・・・・・・・・・ p6～p7
- 各種申請書等の様式について・・・・・・・・・・・・ p8～p18
- 登録申請書の記載例について・・・・・・・・・・・・ p19～p27

《お問い合わせ先》

大津市保健所衛生課

〒520-0047

大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 1 階

TEL : 077-522-7372

FAX : 077-522-7373

はじめに

建築物における衛生的環境の確保に関する事業（建築物管理業）の登録は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に規定する以下の8事業について、大津市保健所長に申請することにより受けることができます。

なお、本登録を受けなければ当該事業を行うことができないというものではありませんが、登録を受けたもの以外は登録を受けた旨の表示をすることはできません。

～建築物管理業の登録制度～

ビル等の建築物の維持管理には専門的知識や経験、特別な機械器具等が必要となることから、その業務を第三者に委託されることがあります。これら業者の資質の向上と従事者の技術・技能の向上を図ることを目的として、一定の基準を充足していることを要件とする登録制度が設けられたものです。

なお、この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法等に関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます。

（1）登録を受けられる事業

事業	業務内容	手数料
建築物清掃業	建築物内の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）	36,000円
建築物空気環境測定業	建築物内の空気環境（温度、湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、気流）の測定を行う事業	36,000円
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業	36,000円
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業	36,000円
建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物の飲料水貯水槽（受水槽、高置水槽等）の清掃を行う事業	36,000円
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業	36,000円
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内において、ねずみ昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業	36,000円
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業	46,000円

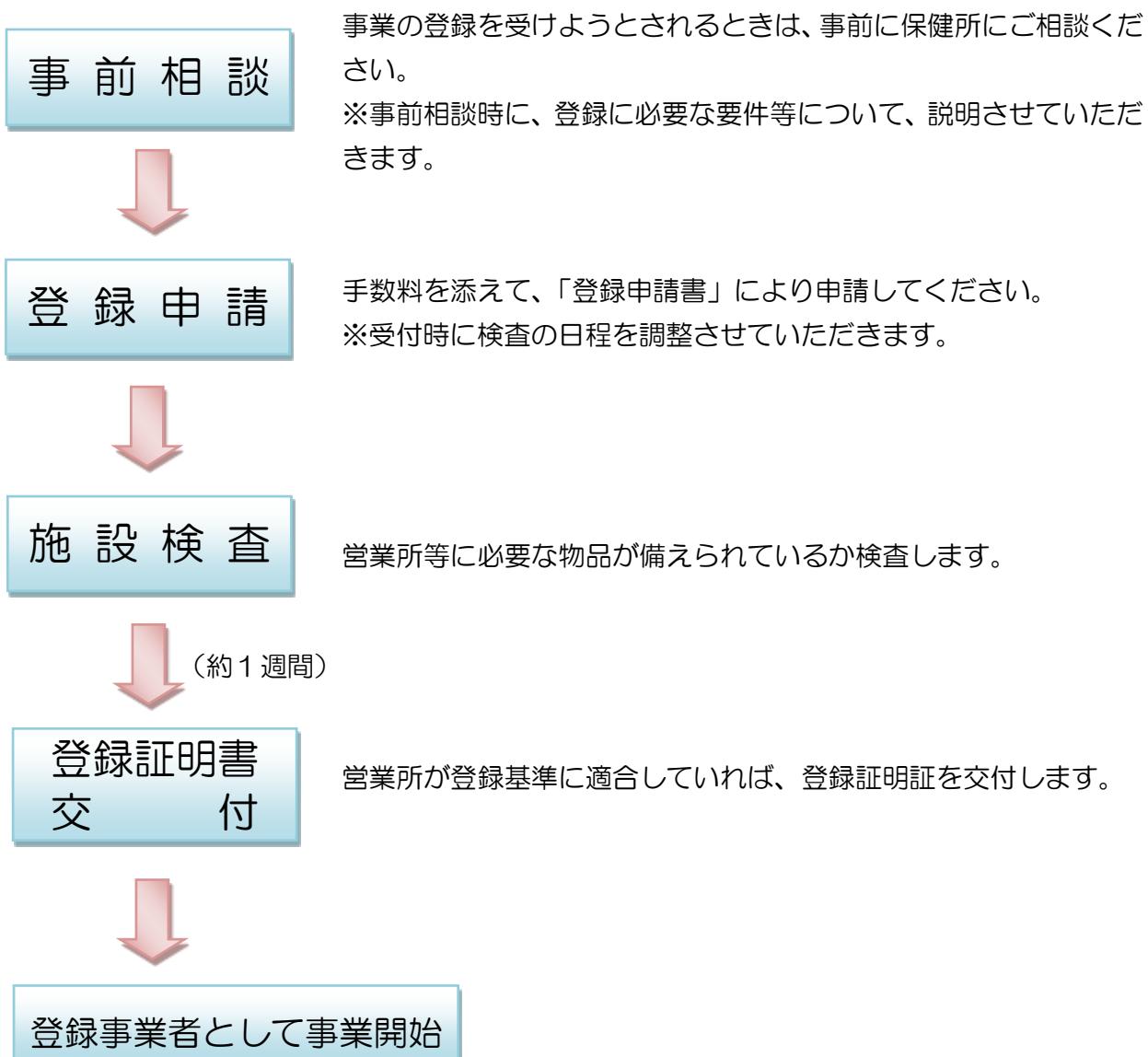
(2) 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心と見られる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

(3) 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から6年間であり、この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受ける必要があります。

1. 一般的な登録手続きの流れ



2. 登録の申請方法

建築物飲料水貯水槽清掃業の登録及び再登録を受けようとするときは、おおむね2週間前までに申請してください。

【申請に必要なもの】

- 手数料 36,000 円
- 登録申請書（様式第4号）
届出書には押印不要です。
- 添付書類（記載例を参考に記載してください。）
 - ・設備・機器名簿
 - ・保管庫の位置図及び保管庫の構造・機械器具の保管状態を明らかにした図面
 - ・監督者等名簿
 - ・貯水槽清掃作業監督者の資格を証する書面（貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し）
 - ・研修実施状況（実績及び計画）
 - ・作業実施方法等

3. 登録の基準

（1）物的要件

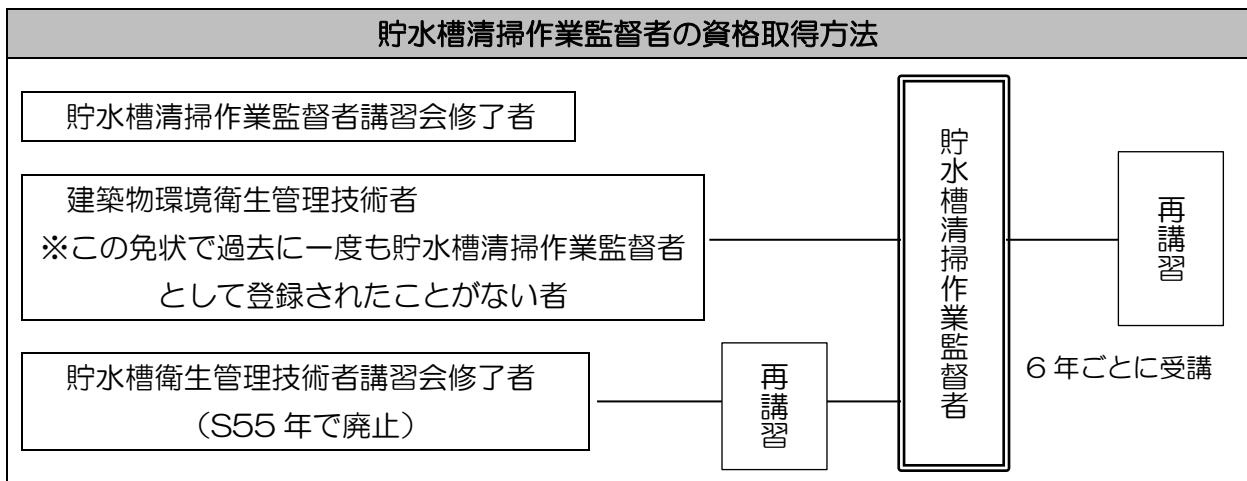
次の機械器具及び保管庫を所有していること。

機械器具	機械器具を適切に保管できる専用の保管庫
<ul style="list-style-type: none">① 揚水ポンプ② 高圧洗浄機③ 残水処理機④ 換気ファン⑤ 防水型照明器具⑥ 色度計⑦ 濁度計⑧ 残留塩素測定器	<ul style="list-style-type: none">① 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。② 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。③ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。④ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫なっているような場合は、貯水槽清掃作業に用いる機械器具等を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。⑤ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。 <p>《自動車を保管庫とする場合》</p> <p>原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数が極めて多く、その都度機械器具の積み下ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 上記①から③の要件を満たしていること。・ 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。・ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。・ 冬季等長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

（注）物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借り入れは認められません。同一の機械器具で、2つ以上の事業の登録を受ける、または、2か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

(2) 人的要件

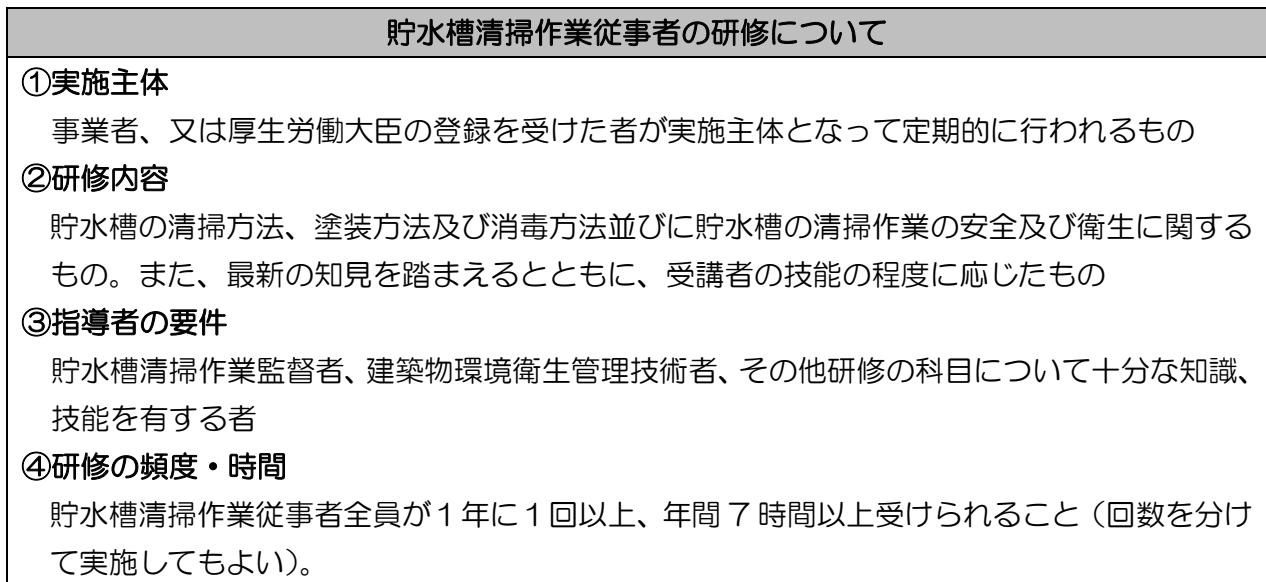
ア 「貯水槽清掃作業監督者」がいること。



(注1) 登録有効期間経過後、引き続き建築物環境衛生管理技術者を貯水槽清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合には、再講習を修了していなければなりません。

(注2) 貯水槽清掃作業監督者は、他の登録営業所の同監督者として登録はできません（兼任できません。）また、他の登録業種の有資格者としての登録もできません（兼任できません）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任もできません。

イ 貯水槽清掃作業従事者は研修を修了していること。



(注) 新規登録申請の場合には、過去1年間に従事者研修を実施していること、及び今後1年間の計画を立てることが必要です。また、再登録申請の場合には、過去6年間に従事者研修を実施していること、及び今後1年間の計画を立てることが必要です。

(3) その他の要件

清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。

ア 作業工程（清掃後の貯水槽水等の検査方法に関する事項を含む）

- ◎受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。（告示第117号 第五の一）
- ◎貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。（告示第117号 第五の二）
- ◎貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。（告示第117号 第五の三）
- ◎貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。
基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。（告示第117号 第五の四）

残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2ppm以上 結合残留塩素の場合は1.5ppm以上
色度	5度以下であること
濁度	2度以下であること
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと

イ 機械器具の点検等の方法

- ◎貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。（告示第117号 第五の五）

ウ 業務の実施者及び委託した業務の実施状況の把握方法

- ◎貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法がア及びイに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。（告示第117号 第五の六）

エ 苦情及び緊急の連絡に対する体制

- ◎建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。（告示第117号 第五の七）

4. 主な関係機関（令和3年10月1日時点）

事項	実施機関	所在地	電話
監督者講習会 同 再講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	東京都千代田区 大手町一丁目6-1	03(3214) 4627
従事者研修	一般社団法人 滋賀ビルメンテナンス協会	滋賀県大津市 栄町20-11	077(534) 4847

5. その他必要な手続きについて

(1) 変更の届出

登録業者は次の事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に保健所長にその旨を届出する必要があります。

- ・氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ・登録基準に係る主要な機械器具その他の設備
- ・貯水槽清掃作業監督者
- ・作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法
- ・登録基準に係る主要な機械器具その他の設備、監督者等並びに作業及び作業に使用する機械器具その他の設備の維持管理の方法

【届出に必要なもの】

○登録事項等変更届出書（様式第 5 号）

※届出書には押印不要です。

○添付書類

ア 主要な機械器具の変更の場合

変更後の機械器具の概要を記載した書面

イ 保管庫の変更の場合

変更後の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具等の保管状態を明らかにする図面

ウ 貯水槽清掃作業監督者の変更の場合

変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類

エ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法の変更の場合

変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

(2) 廃止の届出

登録業者は、登録に係る業務を廃止したときは、その日から 30 日以内に保健所長にその旨を届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○登録事業廃止届出書（様式第 6 号）

※届出書には押印不要です。

○添付書類

- ・登録証明書

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

(3) 書換え交付の申請

登録業者は、変更の届出(登録証明書の記載事項に変更を生じるものに限る。)をしたときは、保健所長に登録証明書の書換え交付を申請することができます(手数料なし)。

【届出に必要なもの】

- 登録証明書書換え交付申請書(様式第7号)

※届出書には押印不要です。

○添付書類

- ・登録証明書

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

(4) 再交付の申請

登録業者は、登録証明書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、保健所長にその再交付を申請することができます(手数料なし)。

【届出に必要なもの】

- 登録証明書再交付申請書(様式第8号)

※届出書には押印不要です。

○添付書類

- ・登録証明書(破損又は汚損の場合に限る。)

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

様式第4号（第4条関係）

登録申請書		受付欄
年　　月　　日		
(宛先) 大津市保健所長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2 第1項の規定により、登録を受けたいので、関係書類を添えて 申請します。		
申請者	ふりがな 氏名	年　　月　　日生
	住　　所	〒 電話（　　）　　-
登録を受けようとする 事業の区分		
営業所の名称		
営業所の所在地		
営業所の責任者の氏名		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

2 申請者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載すること。

設備・機器名簿

年月日現在

名称	型式	数量	購入年月日

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

監督者等名簿

年月日現在

監督者・実施者等の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
(注1)		(注2)		(注3)	

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合は防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者および空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を書く。

(注3) ○○講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

研修実施状況(計画)

(自) 年 月 日 至 年 月 日

年 月 日現在

研修の期日	研修の内容	指導員氏名および資格	対象従業員数	参加従業員数
			(注1)	(注2)
指定団体 の証明欄	上記の研修については本団体の指導により行われた(行われる)ものである。 年 月 日 (指定団体名) (代表) 印			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

(注1) 研修の対象として予定している従事者の数を記入して下さい。

(注2) 計画の場合、参加従事者数は記入する必要はありません。

- (参考) 1 清掃業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業のみ必要。
 2 初めて、登録する場合は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画。再登録の場合は過去6年間の実績および今後1年間の計画について記載すること。
 3 指定団体の指導を受けた講習会については、その旨の証明を受けること。(ただし過去の実績についてのみ)

作業実施方法等

年 月 日現在

	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業編成			
作業手順等			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア～ク」参照

作業実施方法等

年 月 日現在

業務を委託する際の手順および委託した業務の実施状況の把握方法

苦情および緊急の連絡に対する体制

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第5条関係）

登録事項等変更届出書		受付欄
		年　月　日
(宛先) 大津市保健所長		
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により登録を受けた事項について、次のとおり変更が生じたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。		
届出者	ふりがな 氏名	年　月　日生
	住　所	〒 電話 (　　)　　-
登録を受けた事業の区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
変更年月日		年　月　日
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第6号(第5条関係)

登録事業廃止届出書		受付欄
		年　　月　　日
(宛先) 大津市保健所長		
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録を受けた事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。		
届出者	ふりがな 氏　名	年　　月　　日生
	住　所	〒 電話 (　　)　　-
登録を受けた事業の区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
事業廃止年月日		年　　月　　日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類 登録証明書

様式第7号（第6条関係）

<p style="text-align: center;">登録証明書書換え交付申請書</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>(宛先) 大津市保健所長</p> <p>大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり登録証明書の書換え交付を申請します。</p>			受付欄
申請者	ふりがな 氏　名	年　月　日生	
	住　所	〒 電話 (　　)　　-	
登録を受けた事業の区分			
登録番号			
営業所の名称			
営業所の所在地			
変更年月日		年　月　日	
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類 登録証明書

様式第8号(第7条関係)

登録証明書再交付申請書		受付欄
		年　月　日
(宛先) 大津市保健所長		
大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり登録証明書の再交付を申請します。		
申請者	ふりがな 氏　名	年　月　日生
	住　所	〒 電話(　　)　　-
登録を受けた事業の区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
再交付を受ける理由		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類 登録証明書を破損し、又は汚損した場合は、当該登録証明書

登録証明書紛失届

届出者氏名

届出者住所

営業所の名称

営業所の所在地

登録を受けた事業の区分

私は、登録証明書を紛失しましたので、紛失届を提出します。なお、登録証明書を発見しましたときは、速やかに返納いたします。

年 月 日

届出者

(宛先)

大津市保健所長様

建築物飲料水貯水槽清掃業の記載例

様式第4号（第4条関係）

登録申請書		受付欄
○○年○○月○○日		
(宛先) 大津市保健所長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の 2第1項の規定により、登録を受けたいので、関係書類を添 えて申請します。		
申請者	氏名	かぶしきがいしゃおおつしやくしょ 株式会社大津市役所 だいひょうとりしまりやく おおつたろう 代表取締役 大津 太郎 年 月 日 生
	住所	〒520-8575 大津市御陵町3-1 電話 (○○○) ○○○○-○○○○
登録を受けようとする事業の区分		建築物飲料水貯水槽清掃業
営業所の名称		株式会社大津市役所 大津営業所
営業所の所在地		大津市浜大津四丁目1-1
営業所の責任者の氏名		大津 花子

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

2 申請者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載すること。

登録申請書の日付と同一にすること。

設備・機器名簿

○○年○○月○○日現在

名称	型式	数量	購入年月日
揚水ポンプ	大津株式会社製 OOTSU-100V	2	○○年○○月
高圧洗浄機	大津株式会社製 OOTSU-100R	2	○○年○○月
残水処理機	滋賀株式会社製 SHIGA-100V	2	○○年○○月
換気ファン	滋賀株式会社製 SHIGA-100R	2	○○年○○月
防水型照明器具	滋賀株式会社製 SHIGA-100S	6	○○年○○月
色度計、濁度計	大津株式会社製 OOTSU-100S	3	○○年○○月
残留塩素測定器	大津株式会社製 OOTSU-100T	6	○○年○○月

「作業実施方法等」記載する機械器具と整合させること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

登録申請書の日付と同一にすること。

監督者等名簿

○○年○○月○○日現在

監督者・実施者等の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
(注1) 貯水槽清掃作業監督者	大津 太郎	(注2) 貯水槽清掃作業業務全般	15年	(注3) 貯水槽清掃作業監督者講習会修了 第〇〇〇号	〇〇年〇月〇日

監督者が複数いる場合には、
それぞれの業務分担を記載する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合は防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者および空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を書く。

(注3) ○○講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

登録申請書の日付と同一にすること。

研修実施状況(計画)

(自 ○○年○○月○○日至 ○○年○○月○○日)

○○年○○月○○日現在

研修の期日	研修の内容	指導員氏名および資格	対象従業員数	参加従業員数
(過去1年間の実績) 平成○年○月○日	1 貯水槽の清掃方法 1.5時間 2 貯水槽の塗装方法 1時間 3 貯水槽の消毒方法(貯湯槽含む) 2時間 4 安全及び衛生 1時間 5 建築物の環境衛生行政 1時間 6 作業従事者の責任と責務 1時間 7 給水設備と機器 1時間	大津 太郎 (貯水槽清掃作業監督者)	(注1) ○人	(注2)
新規登録:過去1年間分の実績を記載。 再登録:過去6年間の実績を記載。				
指定団体 の証明欄	上記の研修については本団体の指導により行われた(行われる)ものである。 年 月 日 (指定団体名) (代表) 印			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

(注1) 研修の対象として予定している従事者の数を記入して下さい。

(注2) 計画の場合、参加従事者数は記入する必要はありません。

(参考) 1 清掃業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業のみ必要。

2 初めて、登録する場合は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画。再登録の場合は過去6年間の実績および今後1年間の計画について記載すること。

3 指定団体の指導を受けた講習会については、その旨の証明を受けること。(ただし過去の実績についてのみ)

登録申請書の日付と同一にすること。

研修実施状況(計画)

(自 ○○年○○月○○日至 ○○年○○月○○日)

○○年○○月○○日現在

研修の期日	研修の内容	指導員氏名および資格	対象従業員数	参加従業員数
(今後1年間の計画) ○○年○月○日 (予定)	1 貯水槽の清掃方法 2時間 2 貯水槽の塗装方法 1時間 3 貯水槽の消毒方法と感染症対策 1時間 4 安全及び衛生 1時間 5 建築物の環境衛生行政 1時間 6 貯湯槽の清掃方法 1時間 7 給水設備と機器 1時間 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 新規登録及び再登録: 今後1年間の計画を記載。 </div>	大津 太郎 (貯水槽清掃作業監督者)	(注1) ○人	(注2)
指定団体 の証明欄	上記の研修については本団体の指導により行われた(行われる)ものである。 年 月 日 (指定団体名) (代表) 印			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。

(注1) 研修の対象として予定している従事者の数を記入して下さい。

(注2) 計画の場合、参加従事者数は記入する必要はありません。

(参考) 1 清掃業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業のみ必要。

2 初めて、登録する場合は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画。再登録の場合は過去6年間の実績および今後1年間の計画について記載すること。

3 指定団体の指導を受けた講習会については、その旨の証明を受けること。(ただし過去の実績についてのみ)

登録申請書の日付と同一にすること。

作業実施方法等

○○年○○月○○日現在

	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業編成	第1班	大津 太郎	揚水ポンプ、高圧洗浄機、残水処理機、換気ファン、防水型照明器具、色度計、濁度計、残留塩素測定器具
作業手順等	以下の事項について記載すること。 <ul style="list-style-type: none">・作業工程(貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。)・使用する塩素剤の名称及び使用方法・機械器具の洗浄、作業衣等の消毒方法・機械器具等の点検の方法・保管庫の管理責任者の氏名・従事者の検便の時期及び検査機関・作業報告作成の手順 <p>⇒記載例は、次のページ</p>		

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア～ク」参照

登録申請書の日付と同一にすること。

作業実施方法等

〇〇年〇〇月〇〇日現在

作業手順等	<p>1 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽の清掃を行い、また、原則として同日に清掃を行う。</p> <p>2 貯水槽内の沈でん物及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行う。</p> <p>3 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らない。 なお、消毒方法は、有効塩素50～100mg/Lの次亜塩素酸ナトリウム溶液を貯水槽内の全面に噴霧し、30分間以上放置する。</p> <p>4 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表に掲げる事項について検査を行い、基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>	
	検査項目	基 準
	残留塩素濃度	遊離残留塩素の場合は、0.2mg/L以上 結合残留塩素の場合は、1.5mg/L以上
	色度	5度以下であること
	濁度	2度以下であること
	臭気	異常でないこと
	味	異常でないこと
<p>5 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備は、目視等により定期的に点検を行い、必要に応じ、整備又は修理を行う。また、機械器具類は、使用前に洗浄を行うとともに、有効塩素 50～100mg/L の次亜塩素酸ナトリウム溶液に浸し消毒する。 なお、作業衣についても、洗浄した後、同様の方法で消毒を行う。</p>		

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア～ク」参照

登録申請書の日付と同一にすること。

作業実施方法等

〇〇年〇〇月〇〇日現在

作業手順等	<p>6 保管庫の管理責任者：大津 太郎</p> <p>7 作業実施者は、次の機関で6ヶ月に1回定期的に検便を実施する。 検査機関：株式会社大津市検便センター</p> <p>8 作業終了後、次の事項等を記載・添付した清掃作業報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡しもう1部を自社で保管する。 ・清掃実施年月日 ・実施者氏名 ・作業内容 ・点検及び補修内容 ・使用消毒剤の名称 ・水質検査結果 ・作業前後のカラー写真</p>

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア～ク」参照

登録申請書の日付と同一にすること。

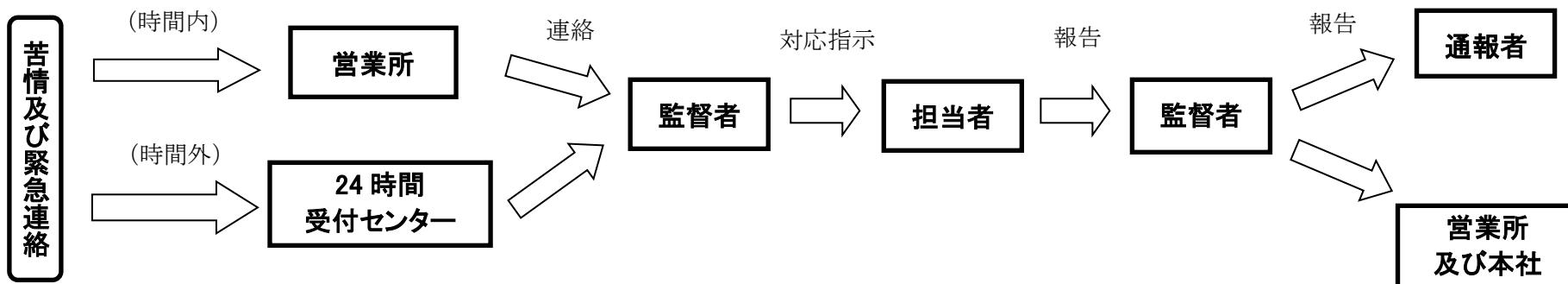
作業実施方法等

〇〇年〇〇月〇〇日現在

業務を委託する際の手順および委託した業務の実施状況の把握方法

- ① 建築物登録業者の中から委託先を検討する。
- ② 委託候補者の作業内容を下見し、また、過去の実績及びクレーム状況を把握した上で委託を決定する。なお、業務を委託する時は、あらかじめ依頼者に受託者の氏名、委託する業務の範囲及び期間等を通知する。
- ③ 業務委託後は、受託者から業務の実施状況について定期的に報告を受け、その業務内容が適切であるか常時確認する。

苦情および緊急の連絡に対する体制



(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。